

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の概要

平成28年11月
総務省

1 改正の趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方消費税率引上げの実施時期の変更に対応した所要の規定の整備を行うとともに、法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更並びに自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更に対応した所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 地方消費税率引上げの実施時期の変更に対応した所要の規定の整備

地方消費税の社会保障財源化分と社会保障財源化分以外の割合の変更に伴う改正規定等の施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日とする等、所要の規定の整備を行う。

【地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第316号）等の改正】

(2) 法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更に対応した所要の規定の整備

法人住民税法人税割の税率の引下げに係る改正規定及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止等の施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日とする等、所要の規定の整備を行う。

【地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）等の改正】

(3) 自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更に対応した所要の規定の整備

自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入に係る改正規定等の施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日とする等、所要の規定の整備を行う。

【地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）等の改正】

3 施行期日

原則として公布の日から施行する。